
プロジェクト 収益認識に関する包括的な会計基準の開発
項目 第 353 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 353 回企業会計基準委員会（2017 年 1 月 26 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

会計基準の範囲の検討

（金融商品に係る取引）

2. 今後、我が国において、金融商品会計基準等について国際的な整合性を図る取組みへの議論が行われると考えられるが、一定の金融手数料を開発する日本基準の適用範囲に含める場合には、開発する日本基準と其後の IFRS 第 9 号を考慮した金融商品会計基準等について、二段階で対応を行う必要があることを想定すると、実務上の混乱が生じる可能性があるため、一定の金融手数料については、開発する日本基準の適用範囲に含めないことを検討することが考えられる。

（保険契約）

3. 国際的な整合性の観点から考慮して、IFRS 第 15 号及び Topic 606 の適用範囲外である保険契約を、開発する日本基準においても適用範囲外とすることに賛成する。適用範囲外とする対象については、「保険会社」とすると IFRS 第 15 号よりも適用範囲外となる対象が広範になると考えられるため、「保険契約」とすることが適切であると考えられる。「保険契約」の定義が必要な場合には、幅広く保険契約を捕捉している保険法における用語の定義を参照するのがよいのではないかと。

顧客との契約から損失が見込まれる場合の取扱い

4. 開発する日本基準において重要なのは収益認識に関する定めであり、工事契約以外の顧客との契約から損失が見込まれるケースについては、企業会計原則注解（注 18）の引当金の定めにより対応が可能であると考えられるため、開発する日本基準には企業会計基準第 15 号「工事契約に関する会計基準」にある工事損失引当金の定めのみを含め、それ以外の顧客との契約から損失が見込まれるケースについては、企業会計原則注解（注 18）の引当金の定めに従うことを結論の背景に記載するこ

とがよいのではないか。

IFRS 第 15 号における設例の検討

5. 開発する日本基準に含める設例の数を制限するのではなく、収益認識の基準は適用範囲が広いため、我が国の関係者が参照すると考えられる必要な設例を抽出するのがよいのではないか。

会計基準の名称の検討

6. 会計基準の名称は、会計基準を使う関係者が馴染みやすいものであればよいと考えられる。名称の長さについては、略称を使用することもあるため、会計基準として読みやすい名称であればよいのではないか。
7. 我が国の実務において馴染むと考えられる名称として、「収益認識に関する会計基準」でよいと考えられる。
8. 行為を表す「認識」を含めることで意味合いが変わりかねないことを防ぐことと、簡潔な名称にするという観点から、「収益に関する会計基準」とする案もあるのではないか。

以 上